

2021年12月6日
アフラック生命保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関するお客様への特別取扱いについて ～保険料払込猶予期間の延長に関する追加の特別取扱いについて～

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆様に謹んでお見舞い申し上げます。また、一日も早い事態の終息と皆様のご健勝を心からお祈り申し上げます。

2021年7月・8月に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、保険料払込猶予期間の延長（最長6か月間）を実施しておりますが、以下のとおり、追加の特別取扱いを実施いたします。

保険料払込猶予期間の延長

＜既に保険料の払い込み期限を延長する特別取扱いをご利用中のご契約者様＞

(1) 保険料の払い込み期限を2022年1月31日まで延長する特別取扱いをご利用されている場合、ご契約者様からのお申し出により、2022年2月より継続して保険料をお払い込みいただくことで、猶予期間分の保険料については、さらに払い込み期限を2022年8月31日まで延長いたします。

(2) 保険料の払い込み期限を2022年2月28日まで延長する特別取扱いをご利用されている場合、ご契約者様からのお申し出により、2022年3月より継続して保険料をお払い込みいただくことで、猶予期間分の保険料については、さらに払い込み期限を2022年9月30日まで延長いたします。

なお、2021年7月までの保険料について、2022年2月28日まで払い込み期限を延長する特別取扱いをご利用されている場合、2021年7月までの保険料にかかる払い込み期限については変更ありません。

また、当社では新型コロナウイルス感染症に関するご案内サイトをご用意しております。上記を含め、当社が実施している特別取扱いについてはこちらをご確認ください。

<https://www.aflac.co.jp/info/covid19.html>

【上記特別取扱いに関するお問い合わせ】 アフラックコールセンター

0120-016-830

受付時間：(月～金) 9:00～18:00 (土) 9:00～17:00

(祝日・年末年始を除く)